

議案第 89 号

令和 7 年度大牟田市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度大牟田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数 (年度末戸数) | 52,387 戸 |
| (2) 年間総給水量 | 9,587,596 m ³ |
| (3) 1 日平均給水量 | 26,267 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| ア 配水管整備費 | 551,523 千円 |
| イ 改良費 | 161,657 千円 |
| ウ 営業設備費 | 36,976 千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 水道事業収益	2,719,965 千円
第 1 項 営業収益	2,473,840 千円
第 2 項 営業外収益	246,096 千円
第 3 項 特別利益	29 千円
支 出	
第 1 款 水道事業費用	2,568,736 千円
第 1 項 営業費用	2,433,935 千円
第 2 項 営業外費用	131,434 千円
第 3 項 特別損失	3,167 千円
第 4 項 予備費	200 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 749,520 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 68,908 千円、当年度分損益勘定留保資金 609,851 千円、減債積立金 70,761 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	6 4 5 , 2 4 7 千円
第1項 企 業 債	5 1 0 , 7 0 0 千円
第2項 工事補助及び負担金	6 1 , 1 3 9 千円
第3項 出 資 金	4 5 , 9 8 0 千円
第4項 他 会 計 補 助 金	2 7 , 4 2 8 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1 , 3 9 4 , 7 6 7 千円
第1項 建 設 改 良 費	8 0 9 , 3 0 1 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	5 8 4 , 5 4 8 千円
第3項 国庫補助金返還金	9 1 8 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
大牟田・荒尾共同浄水場 第二期運営事業	令和 9 年度から 令和 2 3 年度まで	8 , 3 0 1 , 2 0 0 千円に物価 変動に伴う増減額を加算した額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建 設 改 良 事 業	千円 510,700	証書借入れに よる普通貸借。 都合により翌年 度以降に繰り越 して借り入れる ことができる。	5.0%以内（利 率見直し方式で 借り入れる政府 資金及び地方公 共団体金融機構 資金について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率）	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合にはその債権者と 協定する事項によ る。ただし、都合に より据置期間を短縮 し、又は繰上償還を し、若しくは低利に 借換えをすることが できる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用

(2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 311,890千円

(2) 交際費 400千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、106,937千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、27,500千円と定める。

令和7年2月26日提出

大牟田市長 関 好 孝

提案理由

水道事業会計予算を定めるに当たり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。